

「中小企業DXハンズオン相談支援」実施業務 企画提案説明書（仕様書）

1 業務名

「中小企業DXハンズオン相談支援」実施業務

2 事業の背景と目的

当財団では本年度、市内中小企業のデジタル化およびDX推進を一層加速させるため、「中小企業DX推進事業（以降「本事業」と略す）」を実施する。本事業では、市内中小企業がデジタルを活用したビジネス変革を推進し、持続可能な競争力を築くことを目的として、DXの必要性への理解の促進、現状把握と課題整理の支援、デジタル戦略・推進体制整備に向けた相談対応、社内におけるDX推進人材の育成、デジタル化投資に係る経費の補助までをワンストップでサポートすることとしている。本業務は、本事業の一環として、中小企業のDXの必要性への理解の促進から推進体制整備に向けたDX推進計画の策定を行い、ITツールの導入支援と効果測定を伴走型の相談支援として実施するものである。

なお、本業務の遂行にあたっては、市内中小企業の実態調査を幅広く実施しつつ、当財団及び関係機関で別途実施する中小企業向け支援策と連携を図りながら、効率的・効果的に行うこととする。

3 業務の概要

■札幌市内中小企業への実態調査の実施

受託者が用意する札幌市内の中小企業リストから抽出した企業に対し、架電・訪問等により、企業のDXに向けた取組に係る実態調査を実施する。

■伴走型の相談支援の企画及び運営

札幌市内中小企業のDX推進のため、現状把握からデジタル戦略・推進体制整備、技術的サポート等を行うことを目的として伴走型相談支援の企画及び運営を行う。

ア 業務期間

札幌市内の中小企業への実態調査：令和7年6月～令和7年8月

伴走型相談支援：令和7年6月～令和8年2月の間

イ 対象者：

札幌市内に本社を構える中小企業

（IT関連産業を主たる事業とするものを除く）

ウ 支援名称については当財団と協議のうえ決定する。

エ 内容：

① DX相談窓口の設置

市内企業からデジタル化の相談を受け付ける相談窓口を設置すること。なお、窓口の設置においては円滑な業務遂行のために非対面（オンライン）での対応も可とする。

② 札幌市内中小企業への実態調査の実施

(対象の抽出と調査項目等)

対象企業の抽出に際し、札幌市内中小企業約 46 千社のリストを作成すること。抽出方法は企業規模や業種業態の分類に基づき、事前に協議して決定する。実施・報告までの詳細は、当財団と相談して決定すること。調査は架電等による非対面のヒアリング調査（目標数：3 千社以上）と、その後の訪問による詳細調査（目標数：150 社以上）の二段階で実施し、いずれの目標数も達成することとし、上限は問わない。調査内容については、事前に当財団と協議のうえ決定するが、以下の項目を含むものとする。

- ・DX推進体制の整備について（DX進捗状況と理由）
- ・デジタル技術の活用について（ハードウェアの整備・ソフトウェアの整備）
- ・DX人材の育成・確保状況について
- ・DXへの取組の具体的内容について

(調査内容)

札幌市内中小企業がDXに向けて行う取組の全体把握ができるものとし、当財団及び関係機関が実施するDX推進に向けたセミナー、伴走型相談支援、補助金等の周知・案内を含むものとする。調査結果に加えて、その利用意向等も記録・報告を行うこととし、対象企業の抽出時に受託者が用意した札幌市内中小企業約 46 千社のリストについても提出すること。

(実態調査の頻度)

期間内において1回程度行い、ヒアリング内容に不足がある場合は適宜行う。

③ キックオフセミナーの開催

日程・内容等の詳細は当財団と協議のうえ決定する。

④ DXアドバイザーの派遣支援

相談窓口での対応の結果、支援回数を目安を定め、ハンズオン相談支援を希望する市内中小企業の現場にDXアドバイザーを派遣し、DXへの理解から現状把握、デジタル化への課題整理、DX計画の策定・ITツール導入支援など、デジタル化に向けた取り組みを支援すること。ただし、札幌市外の企業からの問い合わせがあった場合は、当財団が対応するための手配を行うこと。なお、派遣するDXアドバイザーについては、中小企業におけるIT導入支援についてのコンサルティング実績があり、専門的知識を有している人材とすること。

支援の頻度については、期間内において月1回程度、概ね6回程度までを一社の目安とするが、支援先の状況に最も適する支援（回数）を当財団と相談の上決定しても良いものとする。また人員については、6名以上を確保して支援を行うものとする。

⑤ 定期的な業務進捗の報告

本業務は複数の中小企業へのハンズオン相談支援と実態調査が同時進行することを想定し、受託者は委託者に対して定期的な進捗報告の場を設け、報告と意見交換を行うこと。

⑥ 当財団が主催するDX推進セミナーの事例発表の協力

当財団から事例発表の協力の依頼があった場合には協力すること。

⑦ DX事例集の作成

本業務を活用しDXを推進した市内中小企業や、本業務に類似する支援メニューの活用によりDX推進に成功した市内中小企業の事例を収集し、市内中小企業がDXを推進するうえで参考となる事例集を作成すること。事例集には、業種や企業規模に応じて10件程度のモデルケース事例とそれぞれの定量分析を掲載し、本事業の支援先に配布すること。冊子形式、300部程度を想定するが、詳細は当財団と協議のうえ、決定すること。

オ DXアドバイザーの派遣費用（相談費用）

本業務において支援先に係る相談費用を無料とする。

カ 支援企業数想定：

DXアドバイザーの派遣支援は新規伴走先から20社以上、過年度の伴走先であって完了していない企業から5社以上を選定するものとし、いずれも上限は問わない。

キ 備考：

実施にあたっては、受託者にて「さっぽろDX相談・アドバイザー派遣窓口」（仮称）のホームページを設け、本業務の周知を行うこと。設置場所については当財団と協議の上、決定すること。

4 企画提案を求める項目

以下の項目について提案すること。

- ・企画提案全般
- ・DX相談窓口の設置
- ・札幌市内中小企業への実態調査
- ・告知・周知について
（伴走型支援を積極的に活用したいと感じられるようタイトル等に工夫を凝らすこと）
- ・キックオフセミナーの開催
- ・DXアドバイザーの支援内容、人員体制と人選の詳細
- ・業務進捗の報告手法、頻度
- ・DX事例集の作成
- ・独自提案について

その他、各イベントの開催時期及び内容については提案説明書を踏まえ、契約時に決定する。本業務の効果を最大化するため、基本的な考え方を提案すること。

5 秘密保持

ア 秘密の保持

- ・当財団は、提案者から提出された提案書等を、本業務における契約予定者の選考以外の目的で使用しない。
- ・受託者は、本業務に関し、当財団から受領又は閲覧した資料等を当財団の了解なく公表又は使用してはならない。
- ・受託者は、本業務で知り得た当財団及び企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。
- ・受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意

すること。また、委託者である当財団が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。

イ 個人情報の保護

- ・受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守しなければならない。また、本業務への参加者に係る個人情報の本市への提供については、必ず本人の同意を得たうえで実施することとし、個人情報を取扱う際には、別紙個人情報取扱注意事項を守ることにする。

6 実施報告書

受託者は、各事業の概要、結果、参加企業数、参加企業アンケート結果等についての実施報告書を業務履行期限までに提出すること。なお、実施報告書には、効果分析、改善点、課題等を含めることとし、具体的な効果検証を図ることができる様式とすること。

7 業務履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

8 事業規模（契約限度額）

16,066,600円（消費税相当額を含む）

9 その他

- （1）当財団は、必要に応じて事業実施状況について随時報告を求めることができる。本業務の履行にあたって、申し込み及び問い合わせについては、原則として受託者が対応することとする。また、クレームが発生した場合も、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、当財団に報告すること。また、対応できないクレームについては、迅速に当財団へ報告すること。
- （2）企画提案に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- （3）提出後の企画書の訂正、追加及び再提出は認めない。また、提出された企画書は返却しない。なお、提出された企画書は、当方において提出者に無断で使用しない。
- （4）本業務の履行に際しては、業務の管理及び統括を行うもの1名を配置すること。
- （5）受託者は、業務遂行上の詳細な内容について、委託者と十分な打ち合わせを行い、承認を受けること。
- （6）受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。
- （7）受託者は、本業務の遂行に当たって収集し、知り得た企業、市民等の情報等の一切の事項について、本業務の履行期間及び履行後において、外部に漏えいがないようにするとともに、目的外に使用しないこと。
- （8）この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定すること。
- （9）受託者は、当財団が成果物等を広報及び広告活動等に利用する場合には、自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律48号）第18号から第20号に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。なお、本業務に係るチラシ・ポスター等の広報物を制作する

場合は、必ず、当財団の事前校正を受けること。

- (10) 受託者は、成果物等が著作物に該当する場合において、当財団が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。
- (11) 受託者は、成果物等が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に当財団に無償で譲渡する。
- (12) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを当財団に対して保証すること。
- (13) 成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。